

舞鶴中ブロック小中連携校整備 の基本的な考え方

平成 22 年 4 月

福岡市教育委員会

目 次

1. 学校再編の背景	1
(1) 少子化の進行	
(2) 児童生徒数の減少	
(3) 小規模校の増加	
2. 舞鶴中ブロックの課題	1
(1) 小・中学校の小規模化	
(2) 私立学校への転出傾向	
(3) 校舎の老朽化	
(4) 舞鶴中学校の移転が必要	
3. 統合にあたっての保護者・地域との合意事項	2
(1) 子育て世帯の都心居住を誘導する魅力ある学校づくり	
4. 小中連携を中心に据えた教育内容の充実	3
(1) 福岡市の教育方針と統合校における教育内容の充実	
(2) 義務教育 9 年間を通じた指導・積み上げ	
(3) 家庭学習の支援	
5. 施設整備の基本コンセプト	4
(1) 施設一体型小中連携教育による教育力の向上	
(2) 安全・安心な地域の基幹施設	
(3) 施設の有効利用による魅力ある地域の形成	
6. 舞鶴中ブロック小中連携校の整備方針	5
6-1. 前提条件	
(1) 開校までのスケジュール・検討体制	
(2) 敷地条件	
(3) その他の条件	
6-2. 施設構成	

6-3. 施設整備に際しての基本的な考え方、配慮事項

- (1) 施設一体型小中連携教育における配慮事項
- (2) 高層化に対する配慮事項
- (3) 地下活用に対する配慮事項
- (4) 災害対策上の配慮事項
- (5) 環境上の配慮事項

6-4. 配置計画等の考え方

- (1) 配置計画
- (2) ゾーニング
- (3) 校舎内へのアプローチ
- (4) 校舎の高層化への対応

1. 学校再編の背景

(1) 少子化の進行

晩婚化の進行や未婚率の上昇により、合計特殊出生率が低下しているが、福岡市では、特にその傾向が顕著である。

また、福岡市は、市外からの転入が増加し総人口は増加しているが、子どものいる世帯は減少している。

(2) 児童生徒数の減少

全市的な少子化の傾向を反映して、児童数は昭和 57 年を境に、生徒数は昭和 62 年を境に、それぞれ減少傾向となり、現在に至るまでの間に約 3 割の児童生徒が減少している。

児童生徒数は、現在は横ばいの状態にあるが、今後の 20 年間でさらに 1 割程度減少する見込みである。

(3) 小規模校の増加

児童生徒数の減少により全市的に小規模校が増加しているが、特に天神地区や博多駅地区などの都心部では、その傾向が著しく、クラス替えができない学校が増加しており、各校が深刻な教育課題に直面している。

2. 舞鶴中ブロックの課題

(1) 小・中学校の小規模化

都心部に位置する舞鶴中ブロックでは、児童生徒数の減少により、全ての学校が小規模化している。

(特別支援学級を除く、5 月 1 日現在)

	昭和 36 年度		平成 21 年度	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
大名小学校	1,104	22	80	6
簗子小学校	1,309	27	192	7
舞鶴小学校	1,072	22	155	6
小 計	3,485	71	427	19
舞鶴中学校	1,949	38	200	6

(2) 私立学校への転出傾向

小学校入学時・中学校入学時において、私立学校へ転出する割合が 2 割程度あり、児童生徒数減少の要因となっている。

保護者や地域住民は、教育内容の充実を望んでおり、現在の公教育に対する不満が大きい。

(3) 校舎の老朽化

大名小学校の築 81 年経過をはじめとして、簗子小学校が築 57 年、舞鶴小学校が築 60 年、舞鶴中学校が築 51 年を経過しており、舞鶴中ブロックの全ての学校で校舎の老朽化が進み、建替えの時期にきている。

(4) 舞鶴中学校の移転が必要

国史跡福岡城趾に設置している舞鶴中学校は、「福岡城趾保存整備基本構想」において早期に移転すべき施設に指定されており、学校の老朽化への対応においても現在の場所では大規模な改修や建替えができないため、早急に学校を移転しなければならない。

3. 統合にあたっての保護者・地域との合意事項

(1) 子育て世帯の都心居住を誘導する魅力ある学校づくり

長い歴史と伝統を有し、愛着のある学校が廃止されることに強い抵抗があるものの、子どもたちの教育環境を改善するには統合はやむなしとして、保護者・地域との合意形成が図られた。

しかし、統合を繰り返したくない、魅力ある学校を整備して子育て世帯の都心居住につなげたい、との保護者や地域の思いは強く、「教育内容が充実した公教育の実現」、「施設の充実による地域の利便性向上」を学校づくりの重点とし、保護者や地域の期待に応える。

【 小中学校統合再編計画 】

○計画概要

大名小学校、簀子小学校、舞鶴小学校、舞鶴中学校を統合再編する。

○学校規模等

小学校	18 学級，特別支援学級	2 学級，通級指導教室	3 学級
中学校	9 学級，特別支援学級	4 学級，通級指導教室	3 学級

○スケジュール

平成22～23年度	新校舎の設計
平成23～25年度	建設工事
平成26年4月	開校（予定）

4. 小中連携教育を中心に据えた教育内容の充実

(1) 福岡市の教育方針と統合校における教育内容の充実

福岡市では5つの基本的考え方と16の重点施策からなる教育方針に基づき、教育活動に取り組んでおり、統合校ではその取り組みをさらに強化する。

(2) 義務教育9年間を通した指導、積み上げ

本市の小中連携教育では、9年間の発達段階に応じた連続性のある教育活動を展開している。特に、接続期（小学校5年生～中学校1年生）に視点をあてた取り組みでは小学校から中学校への接続を重視した指導を行っており、小学校高学年に一部教科担任制を導入するなど、小中双方の教員の連携・協力体制の強化が不可欠である。

また、習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導においても、T・T（チームティーチング）学習など、小中双方の教員の連携により充実を図る。

特別支援教育では、舞鶴小学校と舞鶴中学校に知的障がい特別支援学級、簗子小学校と舞鶴中学校に情緒障がい通級指導教室が設置されているが、従来の個に応じたきめ細かな指導を行いつつ、9年間を通した小中双方の教員による指導体制を構築するなど、特別支援教育のさらなる充実を図る。

(3) 家庭学習の支援

計画的に学習を行う態度や、家庭での学習習慣の定着は、学習意欲を高め、学力向上の基礎となるものである。

しかし、諸事情により家庭学習が行われないという実態があるなど、宿題や予習・復習などの家庭学習に対して、学校の支援が届きにくいという課題もあった。

そこで、学校に子どもたちが授業の予習・復習や宿題を行える場を提供し、子どもたちの家庭学習を支援する。

5. 施設整備の基本コンセプト

(1) 施設一体型小中連携教育による教育力の向上

○小中学校施設の一体化

小中連携教育への取り組みを強化するため、小、中学校施設の一体化により教員の学校間移動を容易にし、校種を超えた授業支援の日常化を図る。

また、職員室の一体化や会議室整備による教科研究の強化等、小中双方の教員の連携を強化する。

○9学年交流への対応

ランチルームをはじめとした小中学生の交流ゾーンを設け、9学年の子どもたちの交流を促進し豊かな心を育成する。

○多様な学習形態への対応

特別教室や多目的教室を多用途に活用できるように整備し、習熟度別学習、少人数学習などの多様な学習形態に対応する。

○学校における家庭学習支援

家庭学習の定着を促進する一方で、学校に家庭学習の場として学習室を整備し、児童生徒に予習、復習、宿題等の学習習慣を定着させる。

○特別支援教育の充実

小中双方の教員連携による義務教育9年間を通した就学指導、自立支援、生活支援をはじめとした特別支援教育の充実を図るため、特別支援教室、通級指導教室を機能的に配置する。

(2) 安全・安心な地域の基幹施設

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場であると同時に、地震や大規模な水害等の災害発生時には地域の防災拠点としての重要な役割も担うことから、災害に強い施設を整備し、地域住民の安全、安心を担保する。また、学校施設内における死角は極力排除し、児童生徒が安心して学習できる教育環境を整備する。

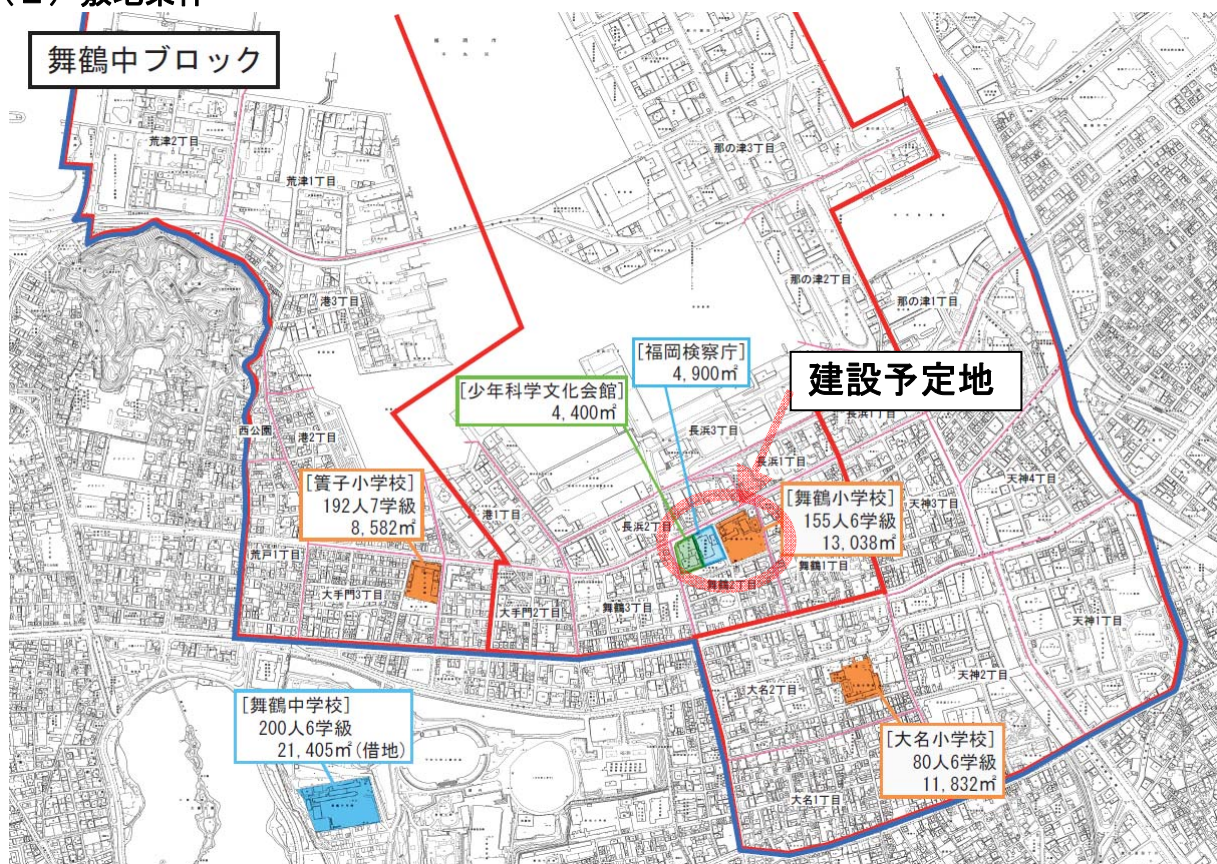
(3) 学校施設の有効活用による魅力ある地域の形成

学校施設は年間授業日数が約210日で、年間を通して6割程度の稼働日数である。また、児童生徒の利用時間も一日約8時間で、稼働率は4割弱である。

このような実態から、地域住民からは学校施設の有効活用を提案されている。

統合校整備に際しては、施設開放エリアと非開放エリア間のセキュリティを確実に確保しつつ、運動施設や特別教室等を積極的に開放できるよう計画し、地域住民の利便性を高め魅力ある地域形成に努める。

(2) 敷地条件



統合校の敷地は、現・舞鶴小学校敷地（約 13,000 m²）に加え、西側に位置する検察庁（4,900 m²）、少年科学文化会館（4,400 m²）を運動場用地として確保するよう検討しているが、検察庁や少年科学文化会館の移転建替え時期と統合校の開校時期が一致しないことが予測されるため、現・舞鶴小敷地のみで開校可能な整備計画を検討する必要がある。

その際、小中連携校の校舎については、小中施設の一体化、高度化を図ることで集約が可能となるが、主に運動場利用等について、小学校と中学校の教育活動を考慮し、現・舞鶴小学校敷地内において以下の機能を確保する必要がある。

<200mトラック>

小・中学校間で基準が異なるが、双方の基準を満たす中学校用の 200mトラックを確保する。

<直線コース 100m+15m（助走路）>

直線コースは小・中学校間で違いはない。助走路としての 15mを加えた 115mの直線を確保する。

<野球場（90m×90m）1 面>

中学生の部活動に対応するため、90m×90m の野球場を確保する。

<屋内テニスコート（2～3 面）>

当該敷地において、200mのトラック、90m×90m の野球場等を確保した場合、テニスコート（2～3 面）を運動場に確保することは非常に困難であるため、屋内に確保する。

<子どもの遊び場>

中学生の部活動と小学生の放課後遊びが重複する時間（16:00～17:00）があるため、敷地内に子どもの遊び場（1,000 m²程度）を確保する。

(3) その他の条件

①舞鶴公民館・老人いこいの家の併設

舞鶴公民館は、敷地面積の制約から学校と併設整備し、150坪化を図るとともに、老人いこいの家（20坪）と合築整備する。

②学校施設の地域開放

統合校は、子育て世帯の都心居住を誘導するため、地域の利便性の向上につながる学校施設開放に取り組む。

体育館（小・中）、柔剣道場、屋内テニスコート、運動場等の運動関連施設及び一部の特別教室など、エリアを限定した上、積極的に地域開放を行う。

また、プールの地域開放に対する地域のニーズが高いため、年間通して利用ができるよう温水化・屋内化を図る。

なお、学校施設の地域開放については、学校と地域の動線が交差することのないよう独立動線の確保を行い、高いセキュリティを確保する。

③その他

公民館利用や地域開放施設の利用に対応できるよう適切な駐車スペースの確保を行うなど、誰もが利用しやすい施設とする。

6-2. 施設構成

基本コンセプトの実現を図るための施設構成を以下に示す。

〔施設整備で重点化した項目〕

- ① 小中学校の施設を一体的に整備する。
- ② 少人数指導を充実させるため、多様な学習形態に対応できるよう特別教室の整備を工夫する。
- ③ 小中学校の校種を超えた授業支援の日常化を図るため、教員間の情報交換や教材研究の充実を図る場（職員室の共有化、会議室の確保など）を整備する。
- ④ 子どもたちの家庭学習を支援する場として、学習室を整備する。
- ⑤ 9学年の子どもの交流を支援する場として、ランチルームを整備する。
- ⑥ 施設開放のニーズに対応するため、プールの温水化・屋内化を図る。
- ⑦ 利便性を向上させるため、体育館はバスケットボール等の公式試合対応とする。
- ⑧ 地域開放に対応するため、駐車場、駐輪場を確保する。

A 校 舎	
① 管理諸室	小・中学校共用 校長室(64), 事務室(32), 職員室(256), 保健室(128), 印刷室(64), 資料室・教具室(192), 職員用更衣室・休憩室(128), 職員用便所(64), 用務員室(64), 放送室(32), 給食室ドライ方式(400), ランチルーム (256), 調理員控室(64), 配膳室(50/階), 昇降口(192), 玄関(32), 心 の教室(64), 大会議室(128), PTA会議室(128), 便所(128/階), 4校分の保存資料倉庫(128)
② 普通教室	小学校 普通教室・特別支援教室(64/学級) 中学校 普通教室・特別支援教室(64/学級) 通級指導教室(小・中) プレイルーム(各 96), 観察室(各 32), 集団指導室(各 32), 個別指導室(各 32)
③ 特別教室	小学校 理科室★(128), 音楽室★(128), 図工室★(128), 家庭科室★(128) パソコン教室(96), 教育相談室(64), 児童会室(32), 多目的室(256) 中学校 理科室★(128), 音楽室★(128), 美術室★(128), 家庭科室★(128), 技術科室(224), パソコン教室★(128), 教育相談・進路相談室(64), 生徒 会室(32), 多目的室(128) 小・中学校共用 図書室(256), 学習室(128)
④ その他	小・中学校共用 廊下(片側教室の場合 幅員 2.5m程度, 両側教室の場合幅員 6m程度) 男子・女子便所※ ¹ (128/階) ※ ¹ 多目的便所の設置

B 講堂兼体育館	
小学校(930)	体育室, 更衣室・シャワー室・便所※ ¹ , ステージ, 器具庫等 ・体育室(公式試合に対応可能なバスケットコート2面等を確保) ※ ¹ 多目的便所の設置
中学校(1,060)	体育室, 更衣室・シャワー室・便所※ ¹ , ステージ, 器具庫等 ・体育室(公式試合に対応可能なバスケットコート2面等を確保) ※ ¹ 多目的便所の設置

C <u>屋内プール（温水プール）</u>	
小・中学校共用	25m プール（25m×16m×7コース） ・可動床（小学校 0.8～1.1m, 中学校 1.2～1.3m） プールサイド 3m 以上，機械室(128)，更衣室・シャワー室・便所(200)
D 武道場（柔・剣道場）	
小・中学校共用(350)	柔道(12.5m×12.5m)，剣道(12.5m×12.5m)，防具室，倉庫，更衣室
E 運動場施設等	
小・中学校共用	200mトラック※ ² ，直線 115m※ ² ，野球場 90m×90m※ ² 体育用具室(176)，子どもの遊び場(1,000)※ ³ ，砂場，遊具 ※ ² 運動場と兼用可，※ ³ 運動場と兼用不可，ピロティ・屋上・屋内も可
中学校	クラブ室(160)，テニスコート 2～3 面※ ⁴ (2,000) ※ ⁴ 屋内で確保
F その他	
学校以外	<u>留守家庭子ども会室(192)</u> 子ども会室，昇降口
<u>公民館ほか(560)</u>	講堂，学習室，和室，児童等集会室，地域団体室，研修室，事務室，ロビー，老人いこいの家集会施設等，その他
G 外構・屋外付属施設等	
小・中学校共用	正通用門，副通用門 <u>駐車スペース(50 台程度)</u> ， <u>駐輪場</u> ，ゴミ置き場，物品庫 他

- (注 1) 下表は，施設構成であり，（ ）内は各室の想定面積等を示す。
- (注 2) 小・中学校共用施設は，小・中学校が共に使用可能なものとして整備する。
- (注 3) 特別教室で★印を付したものは，基準面積に準備室（32）を含む。
- (注 4) 中学校の給食は，小学校と共に自校給食方式とする。
- (注 5) 空調設置は，____下線で示す部屋とする。
屋内運動場施設は換気設備による空気調和を図る。
- (注 6) 重点化した項目については，青字で示す。

6-3. 施設整備に際しての基本的な考え方、配慮事項

(1) 施設一体型小中連携教育における配慮事項

施設一体型小中連携校は、小中学校の児童生徒や教員が連携・交流することで高い教育効果を発揮する一方で、小学校 1 年生から中学校 3 年生の子どもたちは、身体的、精神的に大きな差があることに留意する必要がある。

このため、教員は交流・協働を前提としつつも、児童生徒は9学年が交流するエリアと、日常的な生活・学習エリアは明確に区分する。

以上をふまえ、施設整備上の配慮事項を整理する。

1) 教育効果を高めるための施設配置

施設一体型の利点を活かし、小中教員の連携による少人数学習やT・T（チームティーチング）学習等を実践しやすい環境づくりが求められる。

特別教室については、有効活用を図り、小中学校間での共同利用や多様な学習形態に利用できる整備に努め利用効率を高めるとともに、同機能を有する教室の一体化により、利用頻度や学習効果の向上を図る。（小中学校の図書室・パソコン室等）

小学校と中学校では、単位授業時間（小学校：45 分、中学校 50 分）が異なり、休み時間も一致しないため、小中双方が落ち着いた環境で学習できるような環境が求められるなど、教室配置や動線計画において配慮が必要である。

また、豊かな心の育成につながる9学年の交流の場を確保する。

2) 教師間の連携を強化する

施設一体型小中連携校では、小中学校の教員間の緊密な連携、意思の疎通を図ることが最も重要である。小中の職員室を一体化するなど、双方の教員が協働体制を構築しやすい環境を確保し、コミュニケーションの活発化を図るとともに、学年間・異学年間・教科別・小中合同など、教員間の多様な連携スタイルに対応する場を確保する。

3) 特別支援教育を充実する

舞鶴中ブロックの小中学校には、知的障がいなど特別な支援を必要とする児童生徒が通学する特別支援学級や、特別な支援を必要とする児童生徒が他校から通う通級指導教室が設置されている。

特別支援学級は、通常学級との交流を図るため、校種ごとのまとまりを重視し、小中それぞれの普通教室に近接した場所に配置する。

通級指導教室は、小中双方の教員の連携が図りやすいよう、指導教室や観察室などの通級指導関連施設をひとまとまりとして計画するとともに、自動車送迎への対応や教室へアクセスしやすい環境を確保する。

(2) 高層化に対する配慮事項

学校施設の高層化に際しては、児童生徒の健康面と日常活動における安全性の確保や、非常時の速やかな避難に備えるなど、日常時・非常時の利用に対する配慮が求められる。

また、構造的には、一般的な教室と体育館は空間の大きさ(スパン)が異なるため、どのように重層化するかが課題となる。経済性も配慮しながら適切な計画を選択する必要がある。

(3) 地下活用に対する配慮事項

学校施設の地下利用に際しては、地下は死角となる部分が多く、管理面でのリスクが高い。このため、大規模空間であり利用時間帯も比較的明確化しやすい屋内運動施設（体育館、柔剣道場、プール等）の配置が望ましい。

一方で、地下活用には、工事費の増大・工期の長期化・環境や近隣への負荷増大が見込まれることから、地盤状況等をふまえ、適切な計画を選択する必要がある。

参考) 当該敷地の地盤等の状況と予測される設計・施工上の課題

●地下水位が高い(GL-2.5m)ため、地下の工事費の増大や工期が長期化する
〔地下の工事(仮設)の例〕

- ・ 水圧に耐えるため、剛強で止水性の高い山止め壁が必要
- ・ 湧水の防止や水圧を減少させるため、地下水を揚水して水位を低下させる“ディープウェル”が必要

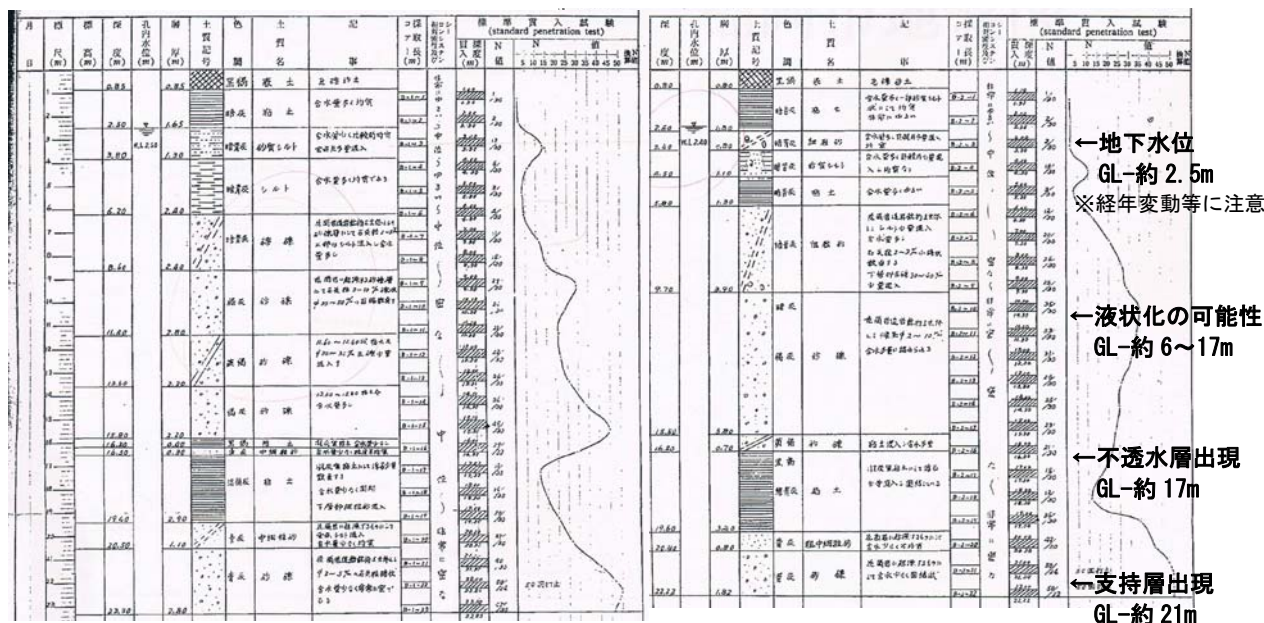
〔浮き上がり対策の例〕

- ・ 低層階には常時水圧による浮き上がりが生じるため、永久アンカーで固定するなどの対策が必要

●市街地での工事は隣接地が近接するため、工事工法に制約があり、工事費の増大や工期が長期化する

- ・ 土圧や水圧による周辺地盤の崩壊防止の土留め壁と、それを支える支保工で構成される山留め工事については、隣地への影響を考慮し、掘削面の大きな切梁工法による必要がある

〔舞鶴小学校敷地地盤調査図〕

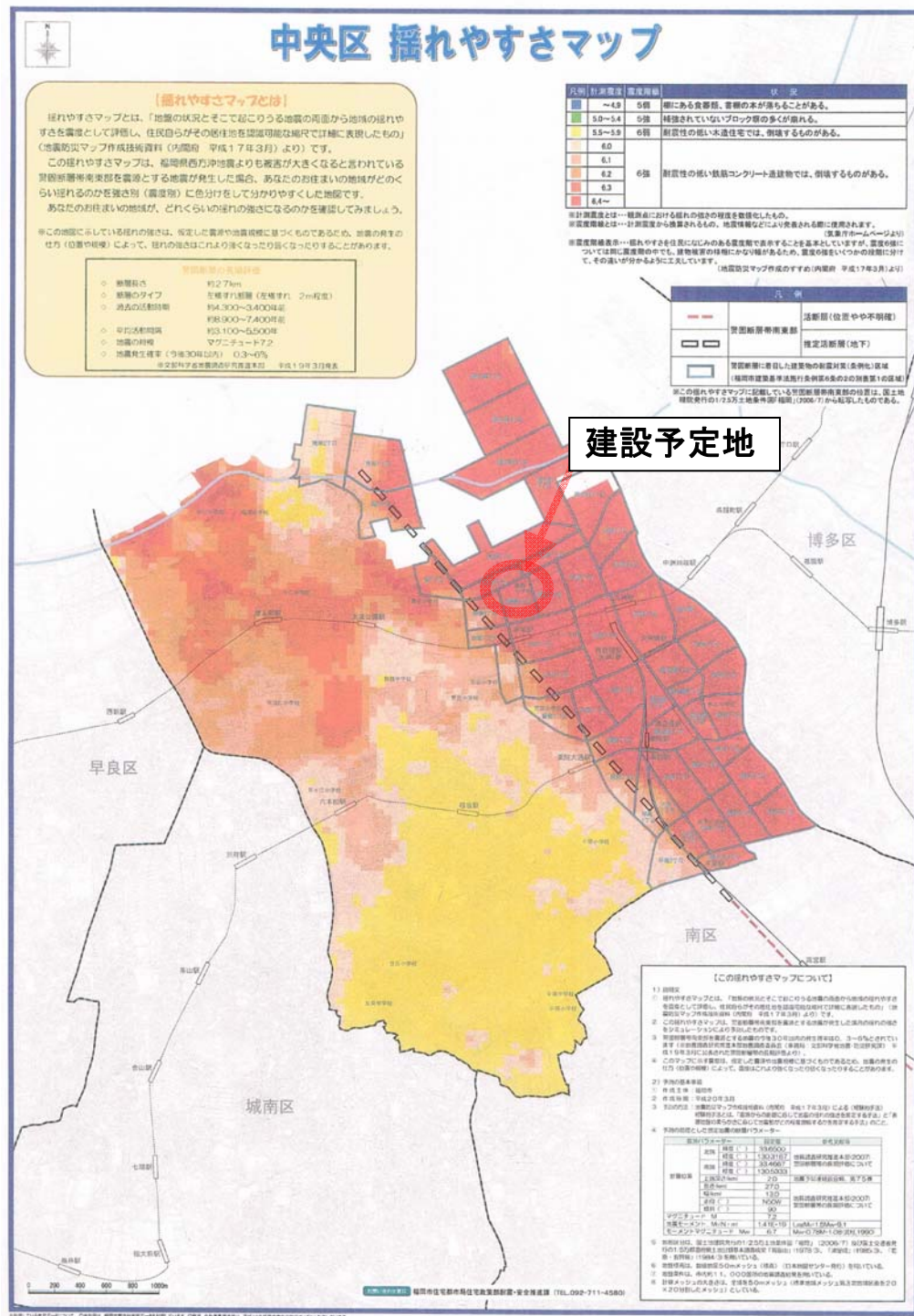


(4) 災害対策上の配慮事項

統合校の敷地は、比較的活動度の高い活断層である警固断層に近接しており、適切な耐震対策を講じる必要がある。

警固断層に起因する地震では大きな揺れが想定されることから、福岡市条例による耐震対策区域にも指定されており、耐震構造の場合は、避難所相当の重要度係数 1.25 に条例による割り増し係数 1.25 を乗じた 1.56 倍とするなど、耐震性能水準を高く設定したり、建物全体を積層ゴムで支持する免震構造など、地震時の応答（ゆれ）を低減する構造を採用する必要があるが、その手法については、十分な比較検討のうえ選択する必要がある。

■中央区揺れやすさマップ



また、当該敷地は、那珂川の氾濫に伴う浸水想定区域(0.5m 未満)に位置しており、浸水に対する適切な備えを講じる必要がある。

(5) 環境上の配慮事項

学校施設は、公共性の高い施設であり、環境への配慮にも先導的な役割が求められる。具体的には、周辺環境に対して、緑の創出、景観やまちなみへの配慮、学校活動による騒音、日照、光害、交通負荷増加への配慮が求められる。

また、統合校では、建築物の高層化と建築設備の大規模化が想定されるため、計画に際しては設備的な対策が重要となる。

このため、環境性能評価の指標である CASBEE 福岡の評価項目等をふまえ、環境負荷を低減する自然エネルギーや再生エネルギーも活用しながら都市型の環境・設備計画へ取り組む必要がある。

6-4. 配置計画等の考え方

(1) 配置計画

運動場：運動場は南側に配置し、200mトラック、115m直線、野球場(90m×90m)に加え、遊具配置や運動会時のテント設営を考慮したスペースも確保する。

校舎：校舎は北側に配置し、必要な諸室が適切に配置できるようにする。なお、敷地北側は那の津通りに面しており、交通騒音に対する配慮が必要である。

体育館：重層化や地下利用の可能性も検討する。その際、児童生徒の利用上適切な配置となるよう配慮すること。

駐車スペース：地域開放に対応した共有の駐車スペースを確保する。限られた敷地条件から、屋外設置の他、ピロティや地下利用の可能性も検討する必要がある。

(2) ゾーニング

学校と公民館の併設：統合校は公民館・老人いこいの家との併設、及び駐車スペースの共有化を予定している。シャッター等により、同一施設内で地域施設利用者と学校施設利用者の動線が交錯しないように配慮するとともに、セキュリティの確保に努める。

学校施設の地域開放：統合校では、屋内運動施設(体育館、柔剣道場、屋内プール、テニスコート)及び一部の特別教室の地域開放を予定している。時間外の利用となるため、シャッター等により動線を区分し、セキュリティの確保に努める。

(3) 校舎へのアプローチ

歩行者と車両のアプローチは明確に区分するよう計画する。

車両アプローチ：車両による施設利用は教員、地域住民、保護者、サービス(給食等・教材納入)、来客等を想定。

歩者アプローチ：歩者による施設利用は児童・生徒、教員、地域住民、保護者、来客等を想定。

(4) 校舎の高層化への対応

普通教室は可能な限り低層階に確保し、児童生徒が屋外へアクセスしやすいようにする。

また、施設の高層化に伴い垂直移動が一般の学校に比べて極めて多くなることが想定されるため、階段・エレベータ・エスカレーターなどの利用方法や、その設置数、設置位置（常用、避難用）、利用対象（学校、地域、サービス）等に配慮した計画を行う必要がある。

福岡市教育委員会総務部学校計画課

〒810-8621 福岡市中央区天神1－8－1

TEL : 092-711-4252 FAX : 092-711-4600

E-mail : gakkokeikaku.BES@city.fukuoka.lg.jp.